

令和8年6月1日

NO! 客引き

指定区域内で以下の行為を全業種禁止します

NO!

客引き

NO!

誘引

※風俗関連営業のみ規制

NO!

客待ち

「客引き行為等防止指定区域」では

- ❗ 巡回し、行政による「指導」を行います。
- ❗ 「指導」のほか、条例禁止事項が守られない場合、「過料」や「事実公表」の対象となります。

客引き被害にあわないための3箇条



ついて行かない
(声をかけられても無視)



相手をしない
(速やかにその場を離れる)



連絡先を教えない
(安易な交換はトラブルの元)

不安や不快な目にあった場合

市民通報システム(福島市LINE公式アカウント)まで情報提供してください

詳しくは
市HPへ



身の危険を感じたときは

緊急時は

110番

福島警察署

024-522-2121

客待ち

客引きや誘引をする目的で
相手を待つこと

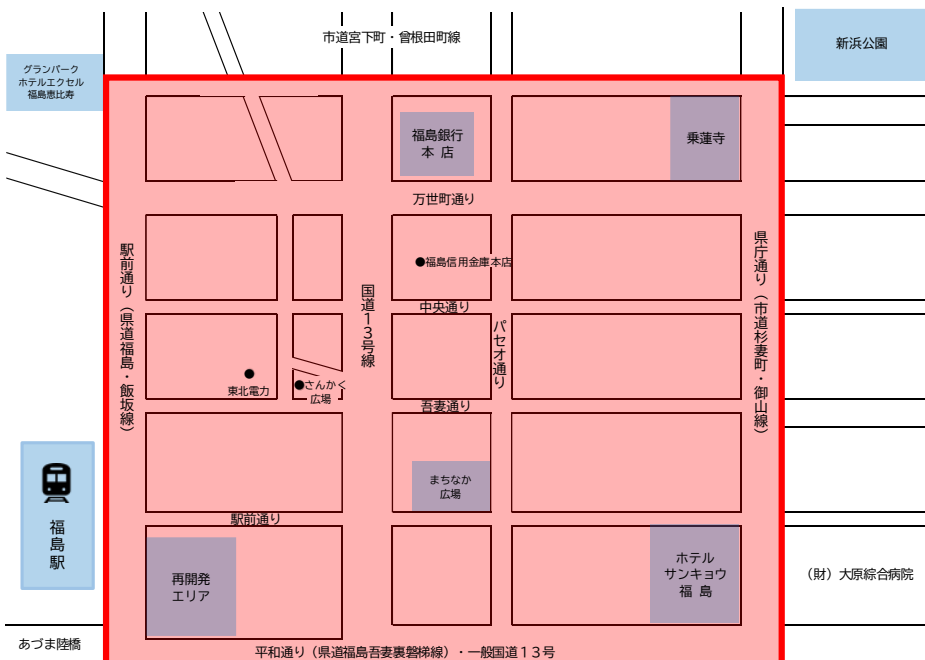
客引き

相手を特定して客や利用者とな
るように誘うこと

これらはすべて
禁止です!

通行人など不特定多数の人に
呼びかけたり、ビラなどを
見せたり配ったりして、客や
利用者となるように誘うこと

誘引



客引き行為等禁止指定区域

県庁

詳しくはこちらから



お問い合わせ 福島市 市民・文化スポーツ部 生活課

024-525-3787